

令和7年度決算における引上げ分の地方消費税収の市町村交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	238,448 千円
・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	2,186,280 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳					備考
			特定財源			一般財源		
			国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税(社会保障 財源化分の市町 村 交 付 金)	その他	
社会福祉	社会福祉総務費	126,234	8,768			22,974	94,492	
	障害者福祉費	664,963	478,500			36,468	149,995	
	福祉医療給付費	132,678	59,888		8,224	12,628	51,938	
	老人福祉費	97,730			20,327	15,138	62,265	
	児童福祉総務費	128,591	85,568		1,700	8,082	33,241	
	児童措置費	167,490	150,806			3,263	13,421	
	保育園費	43,052			52	8,410	34,590	
社会保険	国民健康保険費	114,914	67,354			9,302	38,258	
	介護保険費	352,895	21,092			64,893	266,910	
	後期高齢者医療費	348,089	60,672			56,213	231,204	
保健衛生	予防費	392				77	315	
	子育て世代包括支援費	9,252	3,508		627	1,000	4,117	
合 計		2,186,280	936,156		30,930	238,448	980,746	

・引上げ分の消費税収(市町村交付金を含む)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

※「**社会保障4経費**」とは、制度として確立された「年金」「医療」及び「介護」の社会保障給付、並びに「少子化に対処するための施策に要する経費」をいう。

※「**社会保障施策**」とは、・社会福祉・社会保険・保健衛生のいずれかに関する経費をいう。